



大西さとし 市議会だより

2014.10
No.014



高松市議会 平成 26 年 第 5 回(9 月)定例会の報告

◆第5回(9月)定例会

高松市議会は、9月8日から24日までの17日間の日程で、平成26年第5回定例会(9月議会)を開催し、平成26年度一般会計補正予算など30議案を可決するとともに、陳情2件を不採択としたほか、人事案件4件に同意しました。

条例議案の一つである、「高松市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について」は、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」によるものであり、利用者負担については、世帯の所得の現状その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることになる事によるものです。

子ども子育て支援は、少子化対策等において非常に重要な施策であり、新制度では、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実など、地域の実情に応じた支援が実施できることから、今後においてもより効果的な施策になるよう取組んで参ります。

◆次なる挑戦への決意

平成23年4月、皆さまのご支援により、高松市政に送り出して頂きまして3年半が経過いたしました。

この間私は、皆さまにお誓いしました「**1. 現実を直視し、本質に向き合う**」「**2. 今、地方に求められていることに向き合う**」「**3. 我々世代の責任を果たしていく**」を常に心の中に掲げながら、日々の活動に邁進して参りました。

これまで活動を続けることが出来たのも、皆さま方の多大なるご支援ご協力、また叱咤激励を賜ったお陰であり、心より厚く御礼申し上げます。

さて、今日を生きる我々世代に課せられている大きな課題の一つは、人口減少、少子超高齢化が更に加速するなか、地方が自主性を発揮し自立をすることで、如何に地域が維持・発展を成し遂げられるか、そして次の世代に引き継げるかであります。

これら課題に対し、この3年半の経験を踏まえ、

- 1. 心身ともに豊かで、持続可能な生活・文化先進都市の創造**
- 2. 地方分権型社会における、地方の「自主」「自立」に向けた地方議会および地方行政の前進**
- 3. 次の時代の創造者である若者が、夢や希望を抱け、自己実現に向けた挑戦のできる社会の創造**

を実現することで、世代の責任を果たしていくことを「次なる挑戦への決意」として、皆さまにお誓い申し上げます。

今後とも、全身全霊で取り組んで参る所存であります。引き続きのご支援、ご協力、また叱咤激励を賜りますようお願い申し上げます。

大西 智

平成 26 年度 9月補正予算の概要

- 子ども未来館（仮称）等の整備や、美術館の改修事業など、政策課題に取り組むもの
- 国・県が施行する建設事業に係る地元負担金や、国の制度創設等に対応するもの
- 諸般の事情から特に補正を必要とするもの

1. 政策課題に対応するための事業の実施 (23.66億円)

- ・危機管理センター（仮称）等整備事業費（仮設の公用車駐車場等の整備）
- ・屋島山上拠点施設整備事業費（基本設計支援業務委託の実施）
- ・コミュニティセンター整備費（林コミュニティセンターの整備）
- ・こども未来館（仮称）等整備事業費（こども未来館（仮称）・平和記念館（仮称）等の整備）
- ・西部クリーンセンター大規模改修事業費（地域振興事業に係る用地購入）
- ・校舎等整備費（男木小・中学校東棟校舎の解体）
- ・三溪小学校校舎等建設事業費（南棟校舎の増築）
- ・高等学校校舎等建設事業費（校舎等改築に伴う基本設計委託業者の選定等）
- ・美術館整備費（美術館の改修等）

2. 県施行建設事業等に対する地元負担金の措置 (2.62億円)

- ・国、県が26年度で実施する事業に対し、地方財政法等の規定に基づき、地元負担金を措置するもの
 柗川ダム水源地域整備事業、道路新設改良事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸改修事業、急傾斜地崩壊防止事業、高松空港関連整備事業、港湾建設事業、高松港計画調査事業、街路事業

3. 国の補助認証、制度の創設に伴う事業の実施 (2.74億円)

- ・地方中枢拠点都市推進費（構想策定支援業務委託の実施）
- ・都市交通問題対策事業費（地域公共交通網形成計画の策定業務委託の実施）
- ・地域密着型サービス施設開設準備補助金（事業所開設者に対するソフト整備経費の補助）
- ・水痘予防接種費（水痘ワクチンの定期接種化に伴うもの）
- ・成人用肺炎球菌予防接種費（成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化等に伴うもの）

4. 当初予算編成後における情勢変化への適切な対応 (1.09億円)

- ・デジタル式同報系防災行政無線整備事業費（防災ラジオの製作・販売委託の実施）
- ・選挙管理委員会事務費（選挙管理アドバイザーの委嘱）
- ・病院事業会計出資金（資本的支出における医療器械購入に伴うもの）
- ・病院事業会計

●9月補正の規模

●9月補正予算の規模（歳出ベース）

（千円・％）

●債務負担行為（千円）

区分	補正前	補正額	補正後	当初予算比	前年度同期比
一般会計	152,942,979	3,011,156	155,954,135	102.2	104.9
うち県事業等地元負担金		261,585			
企業会計	12,925,589	15,000	12,940,589	100.1	142.5
合計	165,868,568	3,026,156	168,894,724	102.0	107.1

追加
6,482,892
6,482,892

※企業会計は病院事業会計の補正

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月からの

幼稚園・保育所などの
利用料金(案)
をお知らせします

お問い合わせ
こども園運営課(☎839・2358)

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

今回、新制度スタート後の幼稚園や保育所などの利用料金(案)が決定しましたので、お知らせします。なお、利用料金の最終決定は、国の政令を待つ必要があるため、平成27年3月末となる予定です。

新制度での利用料金の変更点

幼稚園▶これまでの一律の料金から、所得に応じた負担を基本とします。

保育所▶これまで所得税と市町村民税を基に算定していましたが、市町村民税を基に算定します。

※新制度に移行しない私立幼稚園の利用料は、現行どおり各施設で決定します。



利用料金はいくらぐらいになるの？



2号・3号認定子ども利用者負担金額(案)
2号認定利用先(認定こども園、保育所)
3号認定利用先(認定こども園、保育所、地域型保育)

1号認定子ども利用者負担金額(案)
幼稚園

階層区分	定義	利用者負担月額(円)	
A	生活保護法による被保護世帯または中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯 ※単給世帯を含む。	0	
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 ※市町村民税所得割の額が非課税の世帯を含む。	2,500 (1,250)	
C 1	A階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1~77,100円	7,200 (3,600)
C 2		77,101~120,600円	11,200 (5,600)
C 3		120,601~211,200円	13,200 (6,600)
C 4		211,201円~	14,200 (7,100)

階層区分	定義	各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分				利用者負担月額(円)					
		年度初日の満年齢		保育標準時間		最大11時間保育		保育短時間		最大8時間保育	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯または中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯 ※単給世帯を含む。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	7,000 (3,500)	5,000 (2,500)	6,800 (3,400)	4,900 (2,400)						
C 1	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯	15,000 (7,500)	13,000 (6,500)	14,700 (7,300)	12,700 (6,300)						
C 2	A階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1~48,599円	18,000 (9,000)	16,000 (8,000)	17,600 (8,800)	15,700 (7,800)					
C 3		48,600~57,999円	23,000 (11,500)	20,000 (10,000)	22,600 (11,300)	19,600 (9,800)					
C 4		58,000~96,999円	30,000 (15,000)	3歳	4歳以上	29,400 (14,700)	3歳	4歳以上			
C 5				26,000 (13,000)	25,000 (12,500)		25,500 (12,700)	24,500 (12,200)			
C 6		97,000~133,999円	38,000 (18,000)	31,000 (15,000)	26,000 (13,000)	37,300 (17,600)	30,400 (14,700)	25,500 (12,700)			
C 7		134,000~168,999円	44,500 (18,500)	32,000 (15,500)	27,000 (13,500)	43,700 (18,100)	31,400 (15,200)	26,500 (13,200)			
C 8		169,000~300,999円	49,000 (19,000)	33,000 (16,000)	28,000 (14,000)	48,100 (18,600)	32,400 (15,700)	27,500 (13,700)			
C 8		301,000円~	53,000 (19,000)	34,000 (16,000)	29,000 (14,000)	52,000 (18,600)	33,400 (15,700)	28,500 (13,700)			

減免措置

1号認定▶幼稚園などに年少から小学3年生までの子どもが2人以上いる場合、該当する子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子の利用料金は()内の金額、第3子以降は無料となります。
また、市立の幼稚園または認定こども園を利用する子どものうち、平成27年度における4歳児または5歳児

と、平成28年度における5歳児は、従来の利用料金を基本とする経過措置があります。

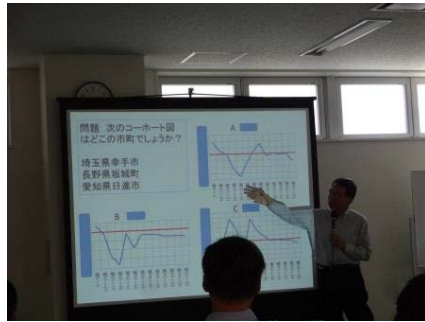
2号・3号認定▶小学校就学前で保育所などを同時に利用する子どもが2人以上いる場合、該当する子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子の利用料金は()内の金額、第3子以降は無料となります。

1・2・3号認定ともに、18歳未満の子どもが3人以上いる場合、追加の減免措置があります。

活動日記



8/3 高松市公開事業評価



8/6 根本東洋大学教授特別講座



8/13
第49回
さぬき高松まつり総おどり



8/23 木太地区体育協会研修会
講師：香川アイスフェローズ
北川真史 監督



8/24
高松市医師会館・高松市夜間急病
診療所 落成記念式典



9/13
JR 四国労組 香川支部
第28回定期大会



9/13
木太町 夢えがきワークショップ



9/20
姉妹城・親善都市と交流都市の観
光と物産展



9/23
高松市議会基本条例（素案）意見
交換会



9/27
UAゼンゼン
香川支部第3回定時総会



9/27
木太北部幼稚園 運動会



9/28
木太地区 ソフトボール大会

発行：大西さとし後援会

<http://www.ohnishi-satoshi.jp>

◆後援会連絡所

〒760-0050

高松市亀井町 7-9 高松電気ビル 7階

TEL(087)837-2777 FAX(087)837-8783

◆後援会事務所

〒760-0080

高松市木太町 1849-1-602

TEL 090-8696-1730

